

国 水 水 第 3 4 6 号
環水大管発第 2601281 号
令 和 8 年 1 月 2 8 日

各 〔 都道府県知事 〕 殿
〔 市 長 〕
〔 特別区長 〕

国土交通省大臣官房上下水道審議官
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法等の
一部改正について（施行通知）

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）により、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に基づく水道施設の技術的基準に係る資機材等の材質に関する試験方法は、資機材等の材質に関する試験（平成12年厚生省告示第45号。以下「資機材等試験方法告示」という。）により、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に基づく給水装置の構造及び材質の基準に係る試験方法は、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号。以下「給水装置試験方法告示」という。）により、それぞれ定められているところですが、本日付で公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件」（令和8年環境省告示第5号）、「資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件」（令和8年国土交通省・環境省告示第1号）、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件」（令和8年国土交通省・環境省告示第2号）をもってその一部が改正され、令和8年4月1日から適用されることとなりました。

また、当該改正のほか、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目の検査方法の一部を改正することとしましたので、下記について御了知の上、貴管内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対する周知指導について、よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

1 検査方法告示の一部改正

ペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）が水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げられたことを踏まえて、PFOS及びPFOAの検査法を検査方法告示に追加するとともに、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化により見直しが必要とされた検査方法の所要の改正を行うこと。

第2 改正の概要

1 検査方法告示の一部改正

(1) 総則的事項の改正

総則的事項の2において、使用できる標準原液及び標準液について、新たに独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定制度に基づき認定された事業者が発行する認証書が添付されたものを認めることとするほか、所要の改正をしたこと。

(2) 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法の改正

水銀を含む金属類の誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法について、新たに連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法を別表第6の2として追加したこと。

(3) パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法における検量線作成に係る規定の改正

別表第14における検量線の作成方法について、新たにより効率的な調製方法を追加することとするほか、所要の改正をしたこと。

(4) 固相抽出ー液体クロマトグラフ質量分析法の改正

PFOS及びPFOAの分析方法として、新たに固相抽出ー液体クロマトグラフ質量分析法を別表第45として追加したこと。

(5) ペトリ皿の高さに関する改正

別表第1においてペトリ皿の高さの規定を改正して、使用できる器具を増やしたこと。

(6) 金属類標準原液の調製方法の改正

別表第3における試薬について、金属類標準原液のうち六価クロムの調製方法に新たな方法を追加したこと。

2 資機材等試験方法告示の改正

(1) 金属類の測定に係る分析方法の追加

「1 浸出用液の調製」に規定する浸出液の分析方法について、カルシウム、マグネシウム等（硬度）に係る水質の確認方法に「連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法」を追加したこと。また、「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、ホウ素及びその化合物、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物に係る分析方法に「連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法」を追加したこと。

3 給水装置試験方法告示の改正

(1) 金属類の測定に係る分析方法の追加

「1 浸出用液の調製」に規定する浸出液の分析方法について、カルシウム、マグネシウム等（硬度）に係る水質の確認方法に「連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法」を追加したこと。また、「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、ホウ素及びその化合物、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物に係る分析方法に「連続流れ分析一誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法」を追加したこと。

第3 適用日

令和8年4月1日から適用すること。

別紙

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別添1 水質管理目標設定項目				別添1 水質管理目標設定項目			
	項目	目標値	検査方法		項目	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L 以下	水素化物発生—原子吸光光度法、水素化物発生—ICP法、 <u>ICP—MS法</u> 、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u>	1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L 以下	水素化物発生—原子吸光光度法、水素化物発生—ICP法、 <u>ICP—MS法</u>
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg / L 以下（暫定）	ICP—MS法、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u> 、 <u>固相抽出—ICP法</u>	2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg / L 以下（暫定）	ICP—MS法、 <u>固相抽出—ICP法</u>
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L 以下	フレイムレス—原子吸光光度法、ICP法、 <u>ICP—MS法</u> 、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u>	3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L 以下	フレイムレス—原子吸光光度法、ICP法、 <u>ICP—MS法</u>
4～16	(略)	(略)	(略)	4～16	(略)	(略)	(略)
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	フレイム—原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u> 、イオンクロマトグラフ法、滴定法	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	フレイム—原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>イオンクロマトグラフ法</u> 、滴定法
18	マンガン及	マンガンの量	フレイムレス—原子吸光光度	18	マンガン及	マンガンの量	フレイムレス—原子吸光光度

	びその化合物	に関して、 0.01mg/L 以下	法、ICP法、 <u>ICP-MS</u> 法、 <u>連続流れ分析-ICP-MS</u> 法
19～ 29	(略)	(略)	(略)
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下	フレイムレス-原子吸光光度法、ICP法、 <u>ICP-MS</u> 法、 <u>連続流れ分析-ICP-MS</u> 法
31	(略)	(略)	(略)

別添2 (略)

	びその化合物	に関して、 0.01mg/L 以下	法、ICP法、 <u>ICP-MS</u> 法
19～ 29	(略)	(略)	(略)
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下	フレイムレス-原子吸光光度法、ICP法、 <u>ICP-MS</u> 法
31	(略)	(略)	(略)

別添2 (略)